

令和5年度 豊田市市民活動 促進補助金募集要領

はじめの
一歩を
ふみだそう！

新たな
事業へ
チャレンジ！

活動を
ステップ
アップ！



申請期間

令和5年4月1日（土）

～令和5年4月20日（木）18時

- 目 次 -

(1) 豊田市市民活動促進補助金制度について	P.1
・ 制度の趣旨	P.1
・ 対象団体	P.1
(2) 募集について	P.2
・ 部門の説明	P.2～3
・ 補助金の対象となる経費	P.3
(3) 全体スケジュール	P.4
・ 事前説明会	P.4
・ 事前相談	P.4
(4) 申請書・添付書類について	P.5
・ 必要申請書類一覧	P.5～P.6
・ 補助金の対象となる期間	P.6
・ 申請書の提出期間と提出先	P.6
・ 申請書の記入例	P.7～P.13
(5) 審査について	P.14
・ 審査方法	P.14
・ 二次審査（公開プレゼンテーション）の方法	P.14
・ 審査項目及び審査基準	P.15
・ 補助対象基準点	P.15
(6) 補助決定後の流れ	P.16
(7) 申請に関するQ&A	P.17
(8) 特定非営利活動促進法に掲げる分野の市民活動一覧表（参考）	P.18

(1) 豊田市市民活動促進補助金制度について

制度の趣旨

市民活動（※）は、社会に向けた公益的な活動（社会貢献活動）であり、豊田市が「市民と行政の共働によるまちづくり」を目指すうえで、まちづくりの大きな力となります。

こうした市民活動がさらに活発になるため、市民活動団体に対し、団体活動の自立及び活性化、市民活動の拡充、市民活動に対する市民理解の増進を図るための取組みや事業に補助金を交付します。

※「市民活動」とは、営利を目的とせず、市民が自主的に行う公益的な活動であって、その活動が次のいずれにも該当しないものをいう。（豊田市市民活動促進条例第2条より）

- ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動
- イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反することを目的とする活動
- ウ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動
- エ 公共の利益を害する行為をする恐れのあるものの活動

対象団体（申請できる団体の条件）

次に掲げる要件の全てに該当すること。

- (1) 豊田市内で特定非営利活動促進法に掲げる分野（18 ページ参照）に関する市民活動を行っている、または始めようとする市民活動団体で、その形態は、任意団体、特定非営利活動法人（認定特定非営利活動法人も含む）、一般社団法人及び公益社団法人。ただし共益活動のみを行う団体は除く。
- (2) **会員5名以上**で構成されている団体
- (3) 政治活動、宗教活動を目的としない団体
- (4) 暴力団でない団体、暴力団員が役員となっていない団体かつ暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しない団体
- (5) その他、対象部門ごとに定めた要件

(2) 募集について

豊田市市民活動促進補助金には「はじめの一步部門」「活動ステップアップ部門」「新規事業チャレンジ部門」の3つの部門があります。

部門の説明

①はじめの一步部門（立上期）	
目的	立上期における市民活動の自立を図る目的で実施
対象団体	市内で市民活動を始めようとする団体又は市民活動を行っている経営基盤の弱い団体
対象事業	① 団体の設立又は活動準備に要する事業 ② 団体の運営に要する事業 ③ 具体的な活動に要する事業
対象経費	団体立上準備費、団体運営費、事業費全般
設立年数	5年未満（申請時点で）
補助期間	2か年（1団体1回限り）※1年ごとの申請が必要
限度額等	1年目：10万円以内（補助率：10/10） 2年目：5万円以内（補助率：10/10）
市民審査員	申請団体から1名ずつ選出し、二次審査に参加すること （原則プレゼンテーションをする会員とは別の会員）

②活動ステップアップ部門（継続期）	
目的	市民活動の継続と活性化、団体の自立強化、市民理解の増進を図る目的で実施
対象団体	市内で市民活動を行っている団体で、活動を継続して展開し、事業活動の活性化を目指す団体。 具体的には、組織の抱えている課題解決を目的とした組織づくりや、社会貢献活動の継続性を高めるため組織強化を目指す団体
対象事業	① 団体の運営又は自立の強化に要する事業 ② 継続的な市民活動の推進に要する事業 ③ 団体が行き届く活動に対する市民理解の推進に要する事業
対象経費	① 継続・活性化を図る事業に要する経費 ② 組織運営強化に要するスキルアップ・管理経費等
設立年数	3年以上
補助期間	2か年（1団体1回限り）※1年ごとの申請が必要
限度額等	1年目：20万円以内（補助率：2/3） 2年目：10万円以内（補助率：1/3）

③新規事業チャレンジ部門（発展期）

目的	新しい課題に対する取組みを支援する目的で実施
対象団体	市内で市民活動を行っている団体で、身近な地域課題や多様化する課題など、新しい課題に対する取組みを展開する団体で、3か年または2か年のビジョンを持っていること。 複数団体による協働事業も申請可。ただし代表申請団体を決めること。申請・審査等についてはご相談ください。
対象事業	多様化する課題に取り組む新たな事業
対象経費	新規事業の準備及び実施に要する事業経費
設立年数	5年以上（複数団体による申請の場合は代表申請団体について）
補助期間	3か年 または 2か年（同一事業1回限り）※1年ごとの申請が必要
限度額等	3か年の場合全体で60万円以内、2か年の場合40万円以内 （補助率：2／3）

《その他留意事項》

- ・ 同一年度に複数部門の申請はできません
- ・ 補助金期間終了後1年を経過しなければ、他部門への申請はできません。
- ・ 補助金額は、千円未満の端数を切捨てします。
- ・ 他補助制度との併用申請は、経費を区分してください。重複補助はできません。
補助金によっては、併用申請自体を認めていないものもありますので申請補助金の制度をご確認のうえ、申請をご検討ください。

補助金の対象となる経費

補助の対象となる経費は表のとおりです。

補助対象となる主な経費	
人件費	給料・賃金 等
報償費	講座、講演会等における講師への謝礼 等
旅費・交通費	活動及び研修に参加する際の交通費、宿泊費 等
消耗品費	コピー代、事務用品（用紙・インク・文具等）、材料費 等
燃料費	ガソリン代 等
印刷製本費	チラシ、ポスター、リーフレット等の印刷 冊子作成のための製本費 等
通信運搬費	通信費（電話代、切手代、郵送代）
保険料	ボランティア保険、レクリエーション保険 等
使用料	会場使用料（交流館等）、物品等のレンタル料 等
備品購入費	備品購入 ※税込20,000円/個 以上の物品
負担金	研修参加費、受講料 等
その他	上記、各費目以外に必要な経費

※食糧費は対象となりません。

(3) 全体スケジュール

※新型コロナウイルスの感染状況により
変更する場合がございます。

期間	内容	備考
令和5年3月31日(金)まで	事前相談期間	可能な限り出席 (要申込)
令和5年3月2日(木) 10:30~11:30 令和5年3月18日(土) 10:30~11:30	事前説明会 ※両日同内容	可能な限り出席 (要申込)
令和5年3月18日(土) 13:30~	令和4年度補助金団体による 成果発表会	要申込
令和5年4月1日(土)~4月20日(木)	申請書提出(受付期間)	
令和5年5月2週目	一次審査(書類審査)	出席不要
令和5年5月16日(火)まで	二次審査の資料提出	データで提出
令和5年5月20日(土) 10:30~17:00(予定)	二次審査	要出席 ※申請団体数により 時間は変更します
令和5年6月1日(木)	補助決定	
令和5年6月4日(日) 10:30~11:30(予定)	補助決定団体説明会	要出席
補助金振込み	7月中旬頃	
令和6年4月10日(水)	実績報告書提出	
令和6年3月中旬または5月下旬(予定)	成果発表会	要出席

場所はいずれも、とよた市民活動センター

事前説明会 ※予約制 (右のQRコードからお申込みください)

○本補助金制度の趣旨や対象団体、手続き等の説明会を開催します。

日時：令和5年3月2日(木) 午前10時30分~午前11時30分

令和5年3月18日(土) 午前10時30分~午前11時30分

※両日同内容

場所：とよた市民活動センター



説明会・個別相談・
成果発表会申込みフォーム

※令和5年3月18日(土) 午後1時30分~午後3時30分(予定) とよた市民活動センターにて令和4年度補助金成果発表会を行います。ぜひご参加ください。

事前相談 ※予約制 (右のQRコードからお申込みください)

○補助金制度や申請書の書き方等の相談(事前予約制)

期間：令和5年3月31日(金)まで 午前10時00分~午後6時(※火曜日休館)

場所：とよた市民活動センター

(4) 申請書・添付書類について

必要申請書類一覧

網かけ（色付き）の部分が申請時に必ず必要な書類です。様式欄に「指定」とあるものは、市の指定様式を、「任意」とあるものは各自で作成した書類をご提出下さい。

市の指定様式は、豊田市ホームページ（以下豊田市 HP）からダウンロードしてご使用下さい。（豊田市ホームページ ページ番号：1052502）

① はじめの一步部門

No.	書類名	様式	記入例
1	豊田市市民活動促進補助金交付申請書 ※様式第1号(第20条関係)	指定	P.7
2	団体調書	指定	P.10,P.11
3	規約、会則または定款	任意	なし
4	団体の事業計画書 ※A4用紙2枚以内	任意	なし
5	団体の収支予算書	任意	P.9
6	市民審査員届出書	指定	豊田市 HP
7	豊田市市民活動促進補助金交付決定前着手承認申請書 ※様式第2号(第22条関係) ※交付決定日(6月1日)より前に団体活動に要する経費を申請する場合のみ必要	指定	P.8
8	備品の金額がわかる資料(見積書等) ※2万円以上の備品購入の場合のみ必要	任意	なし

② 活動ステップアップ部門

No.	書類名	様式	記入例
1	豊田市市民活動促進補助金交付申請書 ※様式第1号(第20条関係)	指定	P.7
2	団体調書	指定	豊田市 HP
3	規約、会則または定款	任意	なし
4	団体の事業計画書 ※A4用紙2枚以内	任意	なし
5	団体の収支予算書	任意	P.9
6	前年度の活動実績報告書 ※A4用紙2枚以内	任意	なし
7	豊田市市民活動促進補助金交付決定前着手承認申請書 ※様式第2号(第22条関係) ※交付決定日(6月1日)より前に団体活動に要する経費を申請する場合のみ必要	指定	P.8
8	備品の金額がわかる資料(見積書等) ※2万円以上の備品購入の場合のみ必要	任意	なし

③ 新規事業チャレンジ部門

No.	書類名	様式	記入例
1	豊田市市民活動促進補助金交付申請書 ※様式第1号(第20条関係)	指定	P.7
2	団体調書	指定	豊田市 HP
3	規約、会則または定款	任意	なし
4	団体の事業計画書 ※A4用紙2枚以内	任意	なし
5	団体の収支予算書	任意	P.9
6	前年度の活動実績報告書 ※A4用紙2枚以内	任意	なし
7	3か年・2か年事業計画説明書	指定	P.12,P.13
8	新規事業収支予算書（※当該補助金のみの収支予算書）	任意	なし
9	豊田市市民活動促進補助金交付決定前着手承認申請書 ※様式第2号(第22条関係) ※交付決定日(6月1日)より前に団体活動に要する経費を申請する場合のみ必要	指定	P.8
10	備品の金額がわかる資料(見積書等) ※2万円以上の備品購入の場合のみ必要	任意	なし

補助金の対象となる期間

補助金の交付決定がされた令和5年6月1日(木)から令和6年3月31日(日)までの間に実施される団体活動に要する経費を対象とします(単年度補助)。ただし、「交付決定前着手承認申請書(様式第2号)」を提出した場合は、承認決定日からが補助対象期間となります。

申請書の提出期間と提出先

令和5年4月1日(土)から4月20日(木)18時まで、**あい豊田市電子申請・届出システム**にてご提出ください。豊田市ホームページにリンクがあります。(20MBまでです。送信できない場合はお手数ですが2つに分けて送信していただく、もしくは市民活動センターまでご相談ください。※受付時間：午前10時から午後6時まで/火曜日休館)なお、担当者が書類を確認させていただきます。**不備のある場合は受け取りができない場合もございますので、期限に余裕を持ったご提出をお願いします。**

提出された書類は、理由を問わずお返しできません。また、補助金交付決定団体は、提出された書類のうち、団体調書(会員名簿と担当者連絡先を除く)を市ホームページで公開します。※新規事業チャレンジ部門については、3か年・2か年事業計画説明書も公開します。

豊田市長 様
 （取扱い：とよた市民活動センター）

令和5年4月1日

★法人等の場合は、
正式名で記入

★和暦で記入

（申請団体） 所在地 豊田市若宮町1丁目57番地1

団体名 市民活動の会

（フリガナ） トヨ ハジ

★肩書を記入。また、定款・
規約と同様の役職名を記入。

代表者氏名 会長 豊田 花子

代表者の
生年月日 昭和40年12月1日 生

電話番号 (0565) 36-1730

★忘れずに記入 令和5年度豊田市市民活動促進補助金交付申請書

令和5年度において市民活動を行いたいので、豊田市市民活動促進補助金交付要綱第20条の規定により、次のとおり申請します。

★対象部門を記入。

補助対象部門	はじめての一步部門 1年目
補助金交付申請額	金100,000円
市民活動の目的	市民活動の促進
市民活動の内容	情報の管理・提供、相談事業、市民活動啓発事業、研修事業、資金サポート事業、連携促進事業
協働する団体 ※第15条「協働事業」の場合に記入	

添付書類

- (1) 団体調書
- (2) 規約、会則等
- (3) 事業計画書
- (4) 収支予算書
- (5) その他市長が必要と認める書類

記入例

様式第2号（第22条関係）

令和5年4月1日

豊田市長 様

（取扱い：とよた市民活動センター）

（申請団体） 所在地 豊田市若宮町1丁目57番地1

団体名 ○○の会

（フリガナ） トヨ ハジ

代表者氏名 会長 豊田 花子

電話番号 (0565) 36-1730

令和5年度豊田市市民活動促進補助金交付決定前着手承認申請書

豊田市市民活動促進補助金交付要綱第22条第1項の規定により、豊田市市民活動促進補助金の交付決定前着手の承認を申請します。ただし、補助対象とならなかった場合は、団体の負担で事業を実施します。

★対象部門を記入。

補助対象部門	はじめの一步部門 1年目
補助申請内容	団体PRのパンフレット印刷費
交付決定前着手を必要とする理由	5月から配布する団体PRのパンフレットであり、4月にはパンフレットを印刷業者に発注しなければならないため。 ★なぜ、事前着手（補助金交付日より前）をする必要があるのかを明確に記入。

(任意様式)

記入例

令和5年度 【 ○○の会 】 収支予算書

会計年度 令和5年4月1日～令和6年3月31日

収入の部

科目	内訳	予算額	備考
1. 会費収入	正会員	20,000	1,000円×20人
	賛助会員	10,000	1,000円×10人
2. 事業収入	参加費	20,000	500円×10人×4回開催(自主事業)
	食堂利用料	7,200	大人300円×2人×12回
	会場使用料	24,000	貸室1,000円×24回
3. 補助金収入※2	促進補助金	100,000	豊田市市民活動促進補助金
4. その他	繰越金	1,500	昨年度からの繰り越し
収入合計① ※1		182,700	

支出の部

科目 ※3	内訳	予算額	備考
報償費	講師謝礼	10,000	【促進補助金対象経費】 講座6/20講師謝礼：1名
旅費・交通費	視察交通費	40,000	
消耗品費	消耗品代	30,000	【促進補助金対象経費】 文具、コピー用紙等
印刷製本費	印刷費	36,000	【促進補助金対象経費】 リーフレット2500部印刷費、チラシ印刷
通信運搬費	通信費	16,700	★促進補助金対象経費が分かるように記入
備品購入費	備品購入	50,000	【促進補助金対象経費】 ○○購入
支出合計② ※1		182,700	

※1 収入合計①と支出合計②が同額になるように作成してください。

※2 促進補助金以外に補助金や助成金を受けている場合は必ずご記入ください。

※3 科目は「募集要領」の3ページを参照ください。

記入例

(指定様式)

団体調書【はじめの一步部門】

(1) 団体概要

団体名	市民活動の会	HP 等 URL	
団体種別と 設立年月	<input type="checkbox"/> NPO 法人 (年 月) <input type="checkbox"/> その他法人 (年 月) <input checked="" type="checkbox"/> 任意団体 (令和元年 5 月)	活動分野	1 2、1 ※P.18 の市民活動一覧表 を参考に
代表者名	役職名：会長 氏 名：豊田 花子	会員数	1 5 名
団体連絡先 (申請担当者)	役職名：会計 氏 名：花田 豊男 住 所：〒471-0026 豊田市若宮町 1-57-1 T-FACE A 館 9 階 ※こちらの連絡先に今後のお知らせ 等をご連絡いたします。	Tel	0565-36-1730
		FAX	0565-34-0015
		e-mail	tec@city.toyota.aichi.jp

(2) 会員名簿

	氏名	役職名	住所	生年月日
※会員が 5 人以上の場合は、別に名簿を添付してください。	豊田 花子	会長	豊田市～	昭和〇〇年〇月〇日
	〇〇 〇〇	副会長	豊田市～	昭和〇〇年〇月〇日
	花田 豊男	会計	豊田市～	平成〇年〇月〇日
	〇〇 〇〇	〇〇	豊田市～	平成〇年〇月〇日
	〇〇 〇〇	〇〇	豊田市～	昭和〇〇年〇月〇日

★会員が 5 名以上でなければ申請できません。

★定款・規約と同様の役職名を記入してください。

(3) 団体の活動目的

活動の目的・目標	
活動の内容・活動実績	

(4) 補助金の使用用途と活用する活動・事業内容など

補助金の使用用途、補助金を活用して行う活動・事業を具体的に記入してください。

<記入例>

報償費（講師謝礼） ○○円（講座・研修会を開催する場合）

・開催時期、場所、講師、対象者、人数、内容、期待される効果など

消耗品費 ○○円

購入予定のものごの名称、数量、使用目的、期待される効果など

印刷製本費 ○○円（団体紹介パンフレットなどを作成する場合）

記載内容、配布方法（配布時期、配布先、部数）、期待される効果など

備品購入費 ○○円

備品名、数量、金額（2万円以上の場合は金額のわかるもの）、使用目的、期待される効果など

※収支予算書と整合性がとれるように作成してください。

(5) 審査項目毎にアピールしたいこと

<p>【課題】</p> <p>・社会課題に対して、団体の活動目的が明確となっているか。（趣味や娯楽、特定の個人や団体の利益が目的となっていないか）</p>	
<p>【資金】</p> <p>・団体の自主的な財源を確保しようとしているか（会費・参加費等）。</p>	
<p>【継続性】</p> <p>・団体の組織的な活動ができる体制が整っているか。</p> <p>・適正な事業計画が作成されているか。</p>	

A 4用紙2枚以内で記入

記入例

(指定様式)

3か年・2か年事業計画説明書【新規事業チャレンジ部門】

(団体名： 市民活動の会)

(1) 新規事業の名称	市民活動センター設立事業
(2) 新規事業実施のきっかけ ※申請する新規事業を行うことに至った動機やこれまでの経緯等を記入。	
(3) 新規事業の目的、期待できる効果、3年後または2年後の目標 ※申請する新規事業によって、何を目指し、何が期待できるのかを記入。	
【目的・効果】	
(4) 新規事業の内容 ※申請する新規事業の実施方法、対象者、実施時期、場所、回数、市民への周知方法、参加予定人員等を含め、その内容を具体的に記入。	
実施方法：1年目： 2年目： 3年目：	
対象者：	
実施期間：	
場所：	
回数：	
市民への周知方法：	
参加予定人数：受益者：	

○ 実施上の工夫（※目的達成のため、特に創意工夫する点を記入。）	
○ 1年目の計画	○ 補助申請額 【100,000円】
	○ 補助金の使途（科目、支払額等） 【記入例】 旅費・交通費 : 60,000円 消耗品費 : 10,000円 負担金（視察研修）: 30,000円 別紙での記載も可能ですが、その場合には、公開の際に別紙もあわせて公開します。
○ 2年目の計画	○ 補助申請予定額【450,000円】
	○ 補助金の使途（科目、支払額等）
○ 3年目の計画	○ 補助申請予定額【50,000円】
	○ 補助金の使途（科目、支払額等）

(5) 審査について

審査方法

補助団体の審査は、審査会（注）にて一次審査（書類審査）、二次審査（公開プレゼンテーション（はじめの一步部門においては市民審査員の審査を含む））を行い、補助団体を決定します。（※新型コロナウイルスの感染状況により変更する場合がございます。）

- (1) 一次審査（書類審査）令和5年5月2週目 出席不要
 - ・一次審査は、書類審査を行い二次審査に進む団体を選定します。
- (2) 二次審査（公開プレゼンテーション）**令和5年5月20日（土）※要出席**
 - ・二次審査は、申請団体による公開プレゼンテーションと質疑応答で実施します。

注) 審査会とは : 正式名は「豊田市市民活動促進補助金審査会」で、市民活動促進委員会会長が指名する委員及び委員以外の者5名以内で構成します。

二次審査（公開プレゼンテーション）の方法

- ・1団体につき公開プレゼンテーション5分程度、質疑応答5分程度の予定です。（※申請団体の数が決まってから、全体の時間配分を調整します。）
- ・発表者は、団体を代表する者又は実際に活動に携わる者1名でお願いします。
- ・発表資料は、**パワーポイント**（横向き推奨）で作成をお願いします。その他のソフトの使用を希望する場合は一度ご相談ください。枚数は原則**8枚以内**です。
発表資料は**令和5年5月16日（火）**までに、**あいち豊田市電子申請・届出システム**にてご提出ください。（20MBまで送信できます。送信できない場合はとよた市民活動センターまでご相談ください。）

※はじめの一步部門の市民審査員の選出について

はじめの一步部門のみ各申請団体の会員から、公開プレゼンテーションをする会員とは別に1名ずつ選出される審査員です。

市民審査員の投票点は2点あり、良いと思った団体に1点ずつ投票いただきます。

市民審査員が選出できなかった団体は、公開プレゼンテーションをする会員が兼ねることができるとしますが、その場合は、投票点のうち1点減点し自団体へは投票できません。

市民審査員は審査会途中での交代はできません。

審査項目及び審査基準

審査会審査員の審査基準及び評価基準は、下表のとおりです。

審査会の評価は、下表の各審査項目に対し、審査基準及び評価基準を用いて行われます。

審査項目	審査基準	はじめの一步部門	活動ステップアップ部門	新規事業チャレンジ部門
課題認識 (配点：5点)	・団体の活動目的・目標が明確となっている。 ※ 特定の個人や団体の利益、趣味や娯楽が主目的の活動、会員相互の親睦活動になっていないか。	●	●	●
資金 (配点：5点)	・団体の自主的な財源を確保しようとしている。(会費・参加費等)	●	●	●
継続性 (配点：5点)	・団体の組織的な活動ができる体制(役割、担い手、会員数等)が整っている。 ・適正な事業計画が作成されている。	●	●	●
組織強化 (配点：5点)	・団体の組織強化への取組が明確になっている。 ・必要な資源(人・モノ・情報)の確保に向けた方針や、計画が明確である。		●	●
実現性 (配点：5点)	・新規事業に対する3年または2年後の目的と目標が明確になっている。 ・新規事業の3か年または2か年計画ができている。			●

・審査項目に対し、下記の評価基準を用いて評価します。

大変良く 当てはまる	良く 当てはまる	当てはまる	まあまあ 当てはまる	ほとんど 当てはまらない
5	4	3	2	1

補助対象基準点

はじめの一步部門	10点(審査会の評価点と市民審査員の投票点の合計点)
活動ステップアップ部門	12点(審査会の評価点)
新規事業チャレンジ部門	15点(審査会の評価点)

- ・補助対象基準点は下表のとおりです。ただし、全ての審査項目が2点以上であることとします。
- ・補助金予算額内において、補助対象基準点に達している団体の上位から順に補助団体を決定します。

（６）補助決定後の流れ

①補助決定団体向け説明会

令和５年６月４日（日）１０：３０～１１：３０に１年目の団体向けの説明会を行います。

②活動の実施

申請内容に基づき事業を行ってください。市民活動センターのスタッフが活動見学・支援を行う予定です。

申請内容から変更が必要な場合は、速やかに市民活動センターまでご相談ください。

③実績報告

令和６年４月１０日（水）までに、補助金実績報告書、活動報告書（ふりかえりシート）、団体の収支決算書、領収書（補助金該当部分）等を提出していただきます。詳細は、令和６年１月下旬に補助団体に別途通知します。

《実績報告書類》

- 1 豊田市市民活動促進補助金実績報告書（指定様式「様式第８号」）
- 2 活動調書（ふりかえりシート）（指定様式）
- 3 事業報告書（任意様式）
- 4 団体の収支決算書（任意様式）
- 5 領収書の原本（控えとして写しをいただきます。）
- 6 新規事業の収支決算書（任意様式）《新規事業チャレンジ部門のみ》

④成果発表会

補助団体は成果発表会に参加し、補助対象事業の成果発表を行っていただきます。

成果発表会は、補助終了団体は令和６年３月中旬、引き続き２年目も申請される団体は５月下旬の二次審査会（公開プレゼンテーション）時に開催予定です。

(7) 申請に関する Q&A

Q 1 : 補助率 2 / 3 や 1 / 3 とは、どういう意味ですか？

A 1 : 「補助対象経費の 2 / 3、または 1 / 3 を補助する」ということです。

例えば活動ステップアップ部門 1 年目において合計で 30 万円の申請をいただいた場合、補助金は 20 万円、残りの 10 万円は団体の自己負担となります。また、30 万円支出した事実があって初めて 20 万円の補助が認められますので、30 万円分の領収書が必要となります。結果的に実績が 24 万円しかかからなかった場合は、その 2 / 3 の 16 万円に補助金が減額されます。

同様に、活動ステップアップ部門 2 年目であれば補助金 10 万円、残りの 20 万円は団体の自己負担となります。

Q 2 : 食糧費とはなんですか？

A 2 : ペットボトルのお茶や水、レストランでの食事やお弁当などは食糧費となり、補助金の対象となりません。

講師への謝礼は対象となりますが、講師の弁当代は対象となりませんのでご注意ください。

Q 3 : 交付決定前着手はいつから可能ですか？

A 3 : 4 月以降で、事前着手承認を決定した日以降なら可能です。

3 月分は対象となりません。また、審査会で申請が通らなかった場合は団体の自己負担となりますのでご注意ください。

Q 4 : 備品の値段がわかるものとはなんですか？

A 4 : 見積書（コピーで可）をご提出ください。見積書がない場合は、インターネット等で調べた商品の画面を印刷したものをご提出ください。

Q 5 : 単年度補助とはなんですか？

A 5 : 申請年度内の対象経費に対する補助です。

各部門とも 2 年ないしは 3 年の補助期間がありますが、1 年毎に申請書をご提出いただき、審査を受けていただく必要があります。二次審査の公開プレゼンテーションでは、前年度の成果発表も含めて行っていただきます。

(8) 特定非営利活動促進法に掲げる分野の市民活動一覧表 (参考)

分野	活動内容
1	保健、医療又は福祉の推進を図る活動
2	社会教育の推進を図る活動
3	まちづくりの推進を図る活動
4	観光の振興を図る活動
5	農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
6	学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
7	環境の保全を図る活動
8	災害救援活動
9	地域安全活動
10	人権擁護又は平和の推進を図る活動
11	国際協力の活動
12	男女共同参画社会の形成の推進を図る活動
13	子どもの健全育成を図る活動
14	情報化社会の発展を図る活動
15	科学技術の振興を図る活動
16	経済活動の活性化を図る活動
17	職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
18	消費者の保護を図る活動
19	前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
20	前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

いつでもお気軽に
お問合せ下さい♪

とよた市民活動情報サイト

<http://toyota-shiminkatsudo.net>



豊田市役所 生涯活躍部 市民活躍支援課 とよた市民活動センター

〒471-0026

豊田市若宮町1丁目57番地1 T-FACE A館9階

TEL 0565-36-1730

FAX 0565-34-0015

E-mail : tec@city.toyota.aichi.jp

開館時間：火曜日を除く 10：00～18：00